

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年12月26日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 杉原 規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	積木 利浩
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファン ドの名称】	アジア3資産ファンド 分配コース アジア3資産ファンド 資産形成コース
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	アジア3資産ファンド 分配コース 1兆円を上限とします。 アジア3資産ファンド 資産形成コース 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年10月16日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、信託期間の有期限化に伴い訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

<訂正前>

___ 投資信託振替制度における振替受益権について

(略)

信託約款変更の予定について

各ファンドは、信託約款を変更するための手続きを行います。

1. 信託約款変更の内容

各ファンドの信託期間を「無期限」から「2025年10月31日まで」に変更いたします。

信託約款の具体的な変更内容は、以下のとおりです（下線部は変更部分を示します。）。

追加型証券投資信託 [アジア3資産ファンド 分配コース]信託約款

追加型証券投資信託 [アジア3資産ファンド 資産形成コース]信託約款

変更後	変更前
<p>< 信託期間 > 第5条 信託の期間は、信託契約締結日から 2025年10月31日までとします。</p>	<p>< 信託期間 > 第5条 信託の期間は、信託契約締結日から第 47条第8項、第48条第1項、第49条第 1項、第50条第1項および第52条第2 項の規定による信託終了の日までとし ます。</p>

2. 信託約款変更を行う理由

各ファンドは2007年に設定し、アジア好配当株マザーファンド受益証券およびアジア債券マザーファンド受益証券、アジアREITマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国（地域を含みます。）の株式、公社債および不動産投資信託証券（リート）への分散投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、近年、ファンドからの資金流出が続き、今後もファンドの純資産の大幅な増加は見込めないと考えています。このような状況下、ファンドの効率的な運用と商品性の維持が困難となる可能性があることから、無期限の信託期間を2025年10月31日までと有期限化する約款変更を実施することが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

3. 信託約款変更までの主な日程

異議申立期間	2024年10月18日から2024年11月26日まで
信託約款変更適用予定日	2024年12月26日

4. 異議申立について

- ・ 公告日(2024年10月18日)現在の各ファンドの受益者(2024年10月16日までに取得のお申し込みをなされた方)で、信託約款変更にご異議のある受益者の方は、異議申立期間中に、アセットマネジメントOne株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

(注)2024年10月17日以降のお申込みにより取得された受益権については、当該信託約款変更に関する異議を申し立てる権利はございません。

- ・ 各ファンドの信託約款変更に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、2024年10月18日現在の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、信託約款変更の届出を行い、2024年12月26日より適用します。なお、当該受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えた場合には、信託約款変更を行いません。

信託約款変更にかかる異議申立ての結果は、2024年11月27日以降、委託会社のホームページ(<https://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

< 訂正後 >

- 投資信託振替制度における振替受益権について
(略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2007年7月31日	信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

<訂正後>

2007年7月31日	信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継
<u>2024年12月26日</u>	<u>信託期間を2025年10月31日までに変更(当初は無期限)</u>

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時まで（2024年11月5日より午後3時30分までとなる予定です。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。）にお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、シンガポール証券取引所、香港証券取引所、韓国証券取引所、またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付はいたしません。

（略）

<訂正後>

(1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時30分までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。ただし、取得申込日が、シンガポール証券取引所、香港証券取引所、韓国証券取引所、またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付はいたしません。

（略）

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（略）

(3) 解約請求の受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時まで（2024年11月5日より午後3時30分までとなる予定です。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。）に解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日がシンガポール証券取引所、香港証券取引所、韓国証券取引所、またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、解約請求の受付はいたしません。

（略）

<訂正後>

（略）

(3) 解約請求の受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時30分までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合があります。

すので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。ただし、解約請求受付日がシンガポール証券取引所、香港証券取引所、韓国証券取引所、またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、解約請求の受け付けはいたしません。

(略)

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

2007年7月31日から無期限とします。(注)

(注) 信託約款変更が決定した場合には、信託期間は2025年10月31日までとなります。

<訂正後>

2007年7月31日から2025年10月31日までとします。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

5【その他】

< 訂正前 >

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の関連会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社に対する出資比率が、2023年10月6日付で49.9%から23.4%に引き下がりました。

(略)

< 訂正後 >

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(略)